

## 豊後大野市制施行10周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ使用 に関する取扱基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、豊後大野市制施行10周年記念冠事業取扱要綱（平成26年5月19日決裁）第4条第2項の規定に基づき、豊後大野市制施行10周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ（以下「ロゴマーク・キャッチフレーズ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (使用目的)

第2条 ロゴマーク・キャッチフレーズは、平成27年3月31日に、豊後大野市が誕生してから10周年を迎えることを機に、豊後大野市の持つ様々な魅力を再発見・再認識し、郷土への愛着心をより一層高め、将来に向かって更なる飛躍を目指すとともに、豊後大野市誕生10周年を広く内外に発信するために使用するものとする。

### (ロゴマーク・キャッチフレーズ)

第3条 ロゴマーク・キャッチフレーズは、別紙に定めるとおりとする。

### (使用申請)

第4条 ロゴマーク・キャッチフレーズを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ豊後大野市制施行10周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 豊後大野市が使用するとき。
- (2) 豊後大野市制施行10周年記念事業として市長が認めた事業又は市が共催若しくは後援する事業（以下「冠事業」という。）において使用するとき。
- (3) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (4) その他市長が申請を要しないと認めたとき。

### (使用承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、ロゴマーク・キャッチフレーズの使用を承認するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治活動、思想活動又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団若しくはこれらと密接な関係を有する者と関連し、又はこれらの利益に繋がるおそれがあると認められるとき。

(4) その他市長がロゴマーク・キャッチフレーズの使用について不相当と認めるとき。

2 市長は、前条の規定により、ロゴマーク・キャッチフレーズの使用について承認又は不承認の決定をしたときは、豊後大野市制10周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ使用承認・不承認決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（遵守事項）

第6条 ロゴマーク・キャッチフレーズの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、ロゴマーク・キャッチフレーズを使用する際、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ロゴマーク・キャッチフレーズの転貸、改変等をしてはならない。

(2) ロゴマーク・キャッチフレーズの使用期限は、平成28年3月31日まで（市長が必要と認めた場合は、同日後の延長された期限まで）とする。(3) ロゴマーク・キャッチフレーズの使用は、申請書に記載された使用目的に限るものとし、目的以外の使用をしてはならない。

(4) ロゴマークを使用した物品等を有料で販売する場合にあつては、その販売する価格は、ロゴマーク・キャッチフレーズを使用する前の額と同額以下の価格又は類似の既製品の価格と同等以下の価格としなければならない。

(5) ロゴマーク、キャッチフレーズを使用した物品等は、商標登録をしてはならない。

(6) その他市長が必要と認める事項を遵守しなければならない。

（申請内容の変更等）

第7条 使用者は、申請の内容に変更があつた場合は、速やかに市長にその旨を届けなければならない。

（使用承認の取消し）

第8条 市長は、ロゴマーク・キャッチフレーズの使用に関して不適切な使用を行っているとは判断した場合は、使用の承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により使用の承認を取り消すことと決定したときは、豊後大野市制施行10周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ使用承認取消通知書（様式第3号）により、当該取消対象者に通知するものとする。

（使用料）

第9条 ロゴマーク・キャッチフレーズの使用料は、無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第10条 使用者は、ロゴマーク・キャッチフレーズを使用した物品等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者の責任のもとに必要な措置を講ずるとともに、当該事故、苦情等の内容及びこれらに対して講じた措置の状況等について市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の事故、苦情等に関し、一切の責任を負わないものとする。

(庶務)

第11条 ロゴマーク・キャッチフレーズの使用の承認に関する庶務は、総務課において行う。

(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成26年12月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

豊後大野市長 あて

申請者

住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_ (印)

代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

連絡先 \_\_\_\_\_

豊後大野市制施行10周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ  
使用承認申請書

ロゴマーク・キャッチフレーズを使用したいので、豊後大野市制施行10周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ使用に関する取扱基準第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 事業等の名称	
2. 使用目的	
3. 使用期間	年 月 日～ 年 月 日
4. 使用する場所・物品・数量等 (印刷物に使用する場合は印刷枚数)	
5. 参考資料 (デザインサンプル等)	

様式第2号（第5条関係）

平成 年 月 日

様

豊後大野市長



豊後大野市制施行10周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ  
使用承認・不承認決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありましたロゴマーク・キャッチフレーズの使用  
につきましては、下記のとおり決定しましたので、豊後大野市制施行10周年記念  
事業ロゴマーク・キャッチフレーズ使用に関する取扱基準第5条第2項の規定に基  
づき通知します。

記

1.使用について	使用を許可する ・ 使用を許可しない
2.使用許可にあたっての条件 又は使用を許可しない理由	
3.特記事項	

年 月 日

様

豊後大野市長



豊後大野市制施行10周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ  
使用承認取消通知書

年 月 日付けで承認しましたロゴマーク・キャッチフレーズの  
使用につきましては、下記の理由により、承認を取り消しましたので、豊後大野  
市制施行10周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ使用に関する取扱基準  
第8条第2項の規定に基づき通知します。

記

1.取消対象となった事業等 の名称	
2.使用取消しとなった理由	
3.特記事項	